

## 第3回 客室乗務員の疲労管理に関する検討会 議事概要(案)

1. 日時:令和7年12月3日(水) 10:00~11:00
2. 場所:中央合同庁舎3号館7階 航空局A会議室
3. 出席委員:伊藤委員、大塚委員、土屋委員、吉田委員
4. 議事概要

### <中間とりまとめ骨子案>

- 機内休息設備を確保するには機材の改修等が必要になるなど、基準に適合していくのは大変であると感じた。
- 機内休息設備等の機内の仕様を変更するにはかなりの時間を要するとして、客室乗務員の働き方を踏まえた基準を設けることによって、早期に機内の仕様を考える一つのきっかけになると考える。
- 計画した機内休息が実際に取れなかった場合や、1時間半の機内休息時間を確保することがどうしても難しい場合について、実情を踏まえて整理いただき、各社毎に代替措置を講じて対処するという方針を示していただいたことに感謝。基準案については航空会社に幅広く情報提供していただきたい。
- 客室乗務員は、操縦士よりも早い時間から、安全確認や業務全般に関して客室乗務員間でブリーフィングを行っており、これは重要な位置づけを持っている。このため、飛行勤務開始時間の操縦士との差分を加味した基準は、客室乗務員の業務の特性が反映されており、有効と考える。
- 働く人たちの意識と企業側の考え方が一致していくためには、基準を策定するだけでなく、その後にフォローアップをすることで、現場も含めて体制が取れるようになると考える。時間ありきではなく、現場で働く方の実態を踏まえて適切な働き方を考えるきっかけになればいいと考える。
- 経過措置の期間等の細かい部分については、引き続き検討していただきたい。疲労管理基準の考え方及び方向性については、背景も含めてとりまとめの文章に反映してまとめて上げていただきたい。

- 機内休息時間を1時間まで短縮可能とする考え方について、労働基準法の考え方と合致しており、一定の理解ができる。

## (2) 今後の議論の進め方

- 関係団体と引き続き調整することがあると思うので、次回までにコミュニケーションを取っていただきたい。
- 安全に関する基準であるため適用に向けてきちんと取り組んでいくということを前提に、基準の適用に向けて引き続き調整いただきたい。

以上